破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第６７９号

千葉県市川市市川南２丁目９番32号　カリンケー201号
債務者　大崎　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　敬
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４４６号

愛媛県四国中央市川之江町2403番地の６、住民票上の住所香川県三豊市豊中町上高野4148番地
債務者　石津　隆敏
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籠池　信宏
4　破産債権の届出期間　平成21年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１３５６号

仙台市宮城野区福田町３丁目３番12号　佐藤アパートＡ棟２
債務者　相澤　　司
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　破産債権の届出期間　平成21年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３１１号

福島県伊達郡国見町大字石母田字中ノ内17番地
債務者　松浦　政直
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　晴隆
4　破産債権の届出期間　平成21年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１０２８号

千葉市美浜区幸町２丁目14番13棟210号
債務者　山口　　博
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　亨
4　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６７号

千葉市中央区今井３丁目23番19号　ルミエール蘇我203号
債務者　市村　　雪
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　隆夫
4　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４２７号

奈良県橿原市川西町102番地県住Ｃ13棟202号
債務者　西田由美子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　修一
4　破産債権の届出期間　平成21年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第８９号

京都府宮津市字上司340番地
債務者　光輪タイヤサービスこと　上野　誠二
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴哉
4　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１１２４号

千葉県市原市菊間2780番地
債務者　藤原　　崇
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三枝　康裕
4　破産債権の届出期間　平成21年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２１９６号

名古屋市中村区塩池町１丁目12番６号
債務者　宮澤大工店こと　宮澤　良雄
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　栄作
4　破産債権の届出期間　平成21年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６１号

名古屋市中村区塩池町１丁目12番６号
債務者　宮澤　　強
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　栄作
4　破産債権の届出期間　平成21年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３９号

札幌市北区篠路７条６丁目４番３号　シャトル・ド・ルミネ101号
債務者　本間　義章
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　　貢
4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６３号

千葉市中央区中央港１丁目24―14　ＳＥＡＳＣＡＰＥ千葉みなと1311号、外国人登録原票記載の住所千葉市若葉区小倉台３丁目１番２号
債務者　金　　慶洋
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　英一
4　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１６４号

松江市上乃木６丁目11番59号、前住所松江市古志原１丁目10番16号
債務者　太田　重樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和久本　光
4　破産債権の届出期間　平成21年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
松江地方裁判所民事部